笠置町監査委員告示第９号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和８年１１月９日

笠置町監査委員　東　達廣

同　　向出　健

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

１．監査を実施した日時等

日　　時　　令和８年１０月３０日（金）
午前９時 30 分から午前１１時１０分まで

場　　所　　笠置町役場２階　議員控室

監 査 対 象　　１．８年度主要事業調書の概要について
２．主な入札状況について

２．監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和８年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

３．監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

令和 8 年度主要事業について説明を受け、各施策の実施状況及び今後の方向性

について審査を行った結果、次のとおり意見を述べる。

建設産業課が所管する事業は、町のインフラ整備・維持管理、地域防災、広域事業との連携など多岐にわたり、地域住民の生命・財産および生活基盤を支える重要事業である。限られた財源および人員体制の中で、特定財源（国庫補助金・府補助金・過疎対策事業債等）を効果的に活用し、継続事業および新規受託事業（地籍調査事業等）を概ね計画どおり執行・準備している点は評価される。

しかしながら、地権者調整に伴う事業期間の長期化、公共工事入札における参加業者の限定化、担当職員の著しい人手不足、ならびに町営住宅の住環境整備における課題が顕在化している。これらに対し、組織的かつ持続可能な対策を講じる必要がある。

(1) 防災・長寿命化事業の推進と周知（耐震改修・橋梁・河川・水道）

木造住宅耐震改修事業: 耐震診断の需要はあるものの、改修工事の申請がゼロ件という現状にある。高齢単身世帯の自己負担感を考慮した支援策や、更なる普及啓発活動の強化が必要である。

インフラ長寿命化（橋梁・河川）: 木ノ下橋の補修設計や西畷川等の河床洗掘対策など、予防保全の観点から早期措置段階での計画的な修繕を確実に進められたい。

広域・府事業（笠置大橋・国道 163 号かさ上げ）: 笠置大橋等の主要インフラの耐震性向上および国道 163 号かさ上げ工事の早期完成に向け、京都府山城南土木事務所との継続的な情報共有および調整を強化すること。

(2) 森林経営管理および地籍調査事業の適切な執行

地権者調整と繰越管理: 森林経営管理事業および地籍調査事業においては、境界確定や不在地権者への同意取得が事業進捗のボトルネックとなっている。現地調査・測量委託等を効果的に活用し、年度を跨ぐ事業スケジュールの平準化に努めること。

(3) 入札制度の運用と地元業者の育成・確保

等級格付けと競争性の確保: 工事発注における格付け（A・B・C ランク）において、対

象となる町内事業者が少数にとどまる現状がある。適正な競争性と透明性を確保するため、評価点基準の見直しや発注規模に応じた柔軟な入札方式（指名入札・電子入札の運用等）を京都府等の事例も参考にしつつ検討すること。

(4) 町営住宅の有効活用および空き家バンクの機能強化

住環境の改善: 有市住宅をはじめとする町営住宅について、バリアフリー化の推進とともに敷地内の景観・衛生環境の保全を図り、居住満足度および町のイメージ向上を推進されたい。

移住・定住促進に向けた柔軟な運用: 町営住宅の入居要件の適切な柔軟化や、空き家バンクにおける価格マッチング支援・情報発信（写真・条件の視覚的工夫等）を強化し、地域への移住定住を積極的に支援すること。

(5) 職員の負荷軽減と組織体制の強化

アウトソーシングと技術支援の活用: 技術職・専門職の不均衡および一人当たりの業務過多が顕著である。ヒューマンエラーの防止および職員の健康管理の観点から、京都府技術サポートセンターや民間事業者への効果的な業務委託（アウトソーシング）を進めるとともに、必要に応じ京都府等への人員派遣要請を町幹部へ強力に働きかけること。

4. 結論

建設産業課における令和 8 年度各事業の執行は概ね適正に行われていると認められるが、「職員体制の維持・強化」「入札制度の最適化」「地権者交渉・空き家等の権利調整における長期的視点」が今後の重点課題である。

町におかれては、監査委員からの指摘・提言を真摯に受け止め、必要な人員・予算措置ならびに組織連携の強化を図り、持続可能で安心・安全な町土づくりを一層推進されることを強く求める。